

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律要綱

現下の経済情勢等を踏まえ、個人住民税の特定親族特別控除の創設、軽自動車税の種別割の標準税率に係る二輪車の車両区分の見直し、地方税関係通知により通知した事項について地方税関係手続用電子情報処理組織による地方税共同機構を経由した提供を可能とする制度の創設等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととし、次のとおり地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正するものとする。

## 第一 地方税法に関する事項

### 一 道府県民税及び市町村民税

1 令和八年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を五十八万円以下（現行四十八万円以下）とすること。（第二十三条、第二百九十二条関係）

2 令和八年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、所得割の納税義務者が特定親族（生計を一にする年齢十九歳以上二十三歳未満の親族等（その納税義務者の配偶者及び青色事

業専従者等を除き、前年の合計所得金額が百二十三万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものをいう。以下同じ。）を有する場合には、特定親族特別控除として、その者の前年の総所得金額等から次のとおりの控除額を控除すること。（第三十四条、第三百十四条の二関係）

特定親族の前年の合計所得金額	控除額
五十八万円超九十五万円以下	四十五万円
九十五万円超百万円以下	四十一万円
百万円超百五万円以下	三十一万円
百五万円超百十万円以下	二十一万円
百十万円超百十五万円以下	十一万円
百十五万円超百二十万円以下	六万円
百二十万円超百二十三万円以下	三万円

3

非課税承認の取消しにより公益信託に関する法律に規定する公益信託の受託者に対して課する道府県民税及び市町村民税の所得割について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ず

ること。(附則第三条の二の三関係)

4 法人税割の課税標準である法人税額について、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の額を含まないこととすること。(第二十三条、第二百九十二条関係)

5 マンション再生組合、マンション等売却組合及びマンション除却組合について、収益事業課税とすること。(第二十四条、第二百九十四条関係)

6 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を廃止すること。(附則第八条関係)

7 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の情報技術事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を廃止すること。(附則第八条関係)

8 地域再生法に規定する認定地方公共団体に対してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合の法人の道府県民税及び市町村民税の特定寄附金税額控除について、その適用

期限を令和十年三月三十一日まで延長すること。（附則第八条の二の二関係）

## 二 事業税

1 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が行う事業について、非課税措置を講ずること。（第七十二条の四関係）

2 マンション再生組合、マンション等売却組合及びマンション除却組合の事業の所得で収益事業に係るもの以外のものについて、非課税措置を講ずること。（第七十二条の五関係）

3 付加価値割の課税標準となる付加価値額の計算の基礎となる純支払賃借料の算定について、法人が賃借権等の対価として、その賃借権等に係る契約をした事業年度以後の事業年度において支払うこととされている金額を支払賃借料とする等所要の措置を講ずること。（第七十二条の十七関係）

4 道府県知事が法人の事業税の賦課徴収について閲覧等を請求する法人税に関する関係書類の範囲に、事業税の納税義務者との間に一定の完全支配関係があると認められる者に係る関係書類を加えること。（第七十二条の四十九の二関係）

5 ガス供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入

金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、当該託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を令和十年三月三十一日まで延長すること。（附則第九条関係）

6 一般送配電事業者又は配電事業者の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、当該一般送配電事業者が原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額（以下「賠償負担金相当金額等」という。）を原子力発電事業者に対し交付する場合又は当該配電事業者が賠償負担金相当金額等を一定の一般送配電事業者に対し交付する場合における当該賠償負担金相当金額等に相当する収入金額をそれぞれ追加する課税標準の特例措置の適用期限を令和十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第九条関係）

7 地域再生法に規定する認定地方公共団体に対してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合の法人の事業税の特定寄附金税額控除について、その適用期限を令和十年三月三十一日まで延長すること。（附則第九条の二の二関係）

### 三 不動産取得税

1 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長すること。

(一) 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け等又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。(附則第十条関係)

(二) 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。(附則第十条関係)

(三) 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画又は福島復興再生特別措置法の規定による公告があつた一定の農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。(附則第十一条関係)

(四) 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用

期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(五) 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(六) 投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(七) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が一定の選定事業により取得する公共施設等の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(八) 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(九) 農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十

一条関係)

(十) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。(附則

第十一条関係)

(十一) 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者等が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。

(附則第十一条関係)

(十二) 都市再生特別措置法に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき取得する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。(附則第十一条関係)

(十三) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。(附則第十一条の四関係)



(六) 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の取得後二年以内に、住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものを個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合における、当該宅地建物取引業者による当該住宅の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。(附則第十一条の四関係)

(七) 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地(当該住宅とともに取得したものに限る。)の取得後二年以内に、当該住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものの敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅をその者の居住の用に供した場合における、当該宅地建物取引業者による当該土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。(附則第十一条の四関係)

2 福島復興再生特別措置法に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が取得する帰還・移住等環境整備事業計画に記載された事業により整備する一定の特定公共施設等の用に供する土地に係る課税標準の特例措置を廃止すること。(附則第十一条関係)

四 道府県たばこ税及び市町村たばこ税

加熱式たばこに係る道府県たばこ税及び市町村たばこ税の課税標準について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。（附則第十二条の二、第三十条の三関係）

## 五 軽油引取税

1 特約業者及び元売業者以外の者が製造した軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡した場合や、特約業者又は元売業者が軽油を自ら消費した場合における軽油引取税の課税について、課税標準から既に軽油引取税等が課された軽油等の数量を控除することを明確化すること。（第四百四十四条の三関係）

2 円滑化協定（我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約をいう。以下同じ。）に基づいて国内に所在する当該締約国の軍隊（以下「締約国軍隊」という。）が公用に供する軽油の輸入をする場合における軽油引取税の課税免除措置等について、その対象となる円滑化協定を政令で定めるものとする。

（第四百四十四条の三、第四百四十四条の六の二、第四百四十四条の三十二関係）

3 締約国軍隊が国内において行う軽油の引取りに係る自衛隊と同等の条件の軽油引取税の課税免除措置について、その対象となる円滑化協定を政令で定めるものとする。 （附則第十二条の二の七関

係)

4 鉄道事業又は軌道事業を営む者（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に規定する特定旅客輸送事業者等に限る。以下「特例対象事業者」という。）のうち附則第十二条の二の七の二第一項の規定の適用を受けた者が、令和九年三月三十一日までに、当該適用を受けて製造を行った軽油を鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供するため自ら消費する場合には、軽油引取税を課さないものとする。こと。（附則第十二条の二の七関係）

5 鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供する免税軽油の引取りを行った特例対象事業者が、令和九年三月三十一日までに、当該引取りに係る軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油の製造を行う場合（鉄道用車両又は軌道用車両の燃料タンク内において製造を行う場合に限る。）には、製造の承認を受ける義務を免除する等所要の措置を講ずること。（附則第十二条の二の七の二関係）

## 六 自動車税

1 締約国軍隊が所有する自動車のうち公用に供するものに係る自動車税の非課税措置について、その対象となる円滑化協定を政令で定めるものとする。こと。（第四百四十八条関係）

2 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る環境性能割の非課税措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十二条の二の十関係）

3 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車又は一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十二条の二の十三関係）

4 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十二条の二の十三関係）

5 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十二条の二の十三関係）

6 一定の乗用車、バス又は車両総重量が三・五トンを超える一定のトラックのうち、衝突被害軽減制

動制御装置を備えるもので初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十二条の二の十三関係）

## 七 固定資産税及び都市計画税

1 鉄道事業者等が令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に既設の鉄軌道に係る豪雨による被害を防止し、又は軽減するために新たに取得した一定の償却資産について、固定資産税の課税標準を当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度間はその価格の三分の二（当該償却資産のうち一定の鉄道事業者が取得したものにあっては、四分の三）の額とすること。（附則第十五条関係）

2 令和二年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が一定の区域内に令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得した場合又は当該損壊した家屋を改築した場合の当該取得され、又は改築された家屋について、取得又は改築から四年度間は固定資産税額及び都市計画税額の二分の一に相当する額を減額すること。（附則第十六条の二関係）

3 令和二年七月豪雨により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得した場合の当該償却資産又は当該損壊した償却資産を改良した場合の当該改良された部分について、固定資産税の課税標準を取得又は改良から四年度間はその価格の二分の一の額とすること。（附則第十六条の二関係）

4 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象に資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の認定を受けた者が設置する一定の廃棄物処理施設を加えること。（附則第十五条関係）

5 南海トラフ地震防災対策推進地域等において、港湾法の規定による国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて改良された一定の特別特定技術基準対象施設の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象を国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において新たに取得され、又は改良された同法に規定する一定の協定特定港湾施設とした上、その対象資産の取得期限又は改良期限を令和十一年三月三十一日までとすること。（附則第十五条関係）

6 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした同法に規定する先端設備等に該当する一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(一) 対象を租税特別措置法に規定する雇用者給与等支給額の増加に係る一定の事項が記載された認定先端設備等導入計画に従って取得をした機械装置等とすること。

(二) 対象となる機械装置等のうち雇用者給与等支給額の大幅な増加に係る一定の事項が記載された認定先端設備等導入計画に従って取得をしたものにあつては、固定資産税の課税標準を当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度間はその価格の四分の一の額とすること。

7 大規模の修繕等が行われたマンションに係る固定資産税の減額措置について、当該措置に係る申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に規定する管理組合の管理者等から必要書類が提出され、かつ、当該マンションが当該減額措置の要件に該当すると

認められるときは、当該減額措置を適用することができることとした上、その対象資産の修繕等に係る期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の九の三関係）

8 令和二年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で令和二年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもの（以下「令和二年七月豪雨に係る被災住宅用地」という。）のうち一定のものを住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置について、その適用期限を令和八年度まで延長すること。（附則第十六条の二関係）

9 令和二年七月豪雨に係る被災住宅用地のうち当該土地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している一定のものを住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置について、その適用期限を令和八年度まで延長すること。（附則第十六条の二関係）

10 令和二年七月豪雨により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、各区分所有者が当該土地の持分の割合等により按分した額を



納付する義務を負うものとする特例措置について、その適用期限を令和八年度まで延長すること。

(附則第十六条の二関係)

11 仮換地等に対応する従前の土地の全部又は一部が令和二年七月豪雨に係る被災住宅用地等である場合において、当該仮換地等を令和二年七月豪雨に係る被災住宅用地等とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置について、その適用期限を令和八年度まで延長すること。(附則第十六条の二関係)

12 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長すること。

(一) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の都市計画区域において都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により整備したトンネルに係る固定資産税の非課税措置について、その対象資産の整備期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。(附則第十四条関係)

(二) 電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充填するための設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

(三) 鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

(四) 鉄道事業者等が取得により事業の用に供する新造車両で高齢者、障害者等が円滑に利用できる一定の構造を有するものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

(五) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が一定の選定事業により取得した公共施設等の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和十二年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

(六) 鉄道事業者等が都市鉄道等利便増進法に規定する速達性向上事業により取得した一定の都市鉄道施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

(七) 鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線において政府の補助を受けて取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

(八) 公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和八年度まで延長すること。(附則第十五条関係)

(九) 港湾法に規定する港湾運営会社が、国際戦略港湾又は一定の国際拠点港湾において、政府の補助等を受けて取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

(十) 鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良

工事により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(七) 鉄道事業者等が既設の鉄軌道に係る一定の耐震補強工事によって新たに取得した一定の鉄道施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(八) 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実施する者が特定貨物輸入拠点港湾において、政府の補助を受けて取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。

（附則第十五条関係）

(九) 一般送配電事業者等が占用の禁止若しくは制限の指定が行われた道路又は緊急輸送道路の地下に埋設するために新設したケーブル等設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の新設期限を令和十年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(四) 都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が認定計画に基づき設置した一定の市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その設置期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

(五) 特定所有者不明土地について土地使用権を取得した者が当該特定所有者不明土地を使用する地域福利増進事業により整備した施設の用に供する土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その土地使用権の取得期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

(六) 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得した農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

(七) 電波法に規定する無線局(地域における需要に応じ多様な主体が開設することができる無線局であつて地域社会の諸課題の解決に寄与する一定のものに限る。)の免許を受けた者が特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に規定する認定導入計画に基づき新

たに取得した当該免許に係る無線通信の業務の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。

(附則第十五条関係)

- (六) 自転車活用推進法に規定する市町村自転車活用推進計画に定められた一定の自転車を賃貸する事業を行う者が取得し、かつ、当該事業の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

- (七) 特定都市河川浸水被害対策法の規定により指定された貯留機能保全区域内にある土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その貯留機能保全区域の指定期限を令和十年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

- (八) 港湾法に規定する港湾運営会社が、国際戦略港湾又は一定の国際拠点港湾において、政府の補助を受けて港湾脱炭素化促進事業により取得した一定の船舶のための動力源の供給の用に供する施設の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる施設の取

得期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(三) 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる施設建築物の新築期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の八関係）

(四) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅の新築期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の八関係）

(五) 防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された防災施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる防災施設建築物の新築期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の八関係）

13 鉄道事業者等が取得等により事業の用に供する新造車両又は改良車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、小規模な鉄道事業者等以外の鉄道事業者等が改良車両を事業の用に供する場合にあっては課税標準をその価格の四分の三（現行三分の二）の額とした上、その新造車両に係る新造

期限又は改良車両の当該改良された部分に係る改良期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。

(附則第十五条関係)

14 次に掲げる課税標準の特例措置等を廃止すること。

(一) 福島復興再生特別措置法に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が帰還・移住等環境整備事業計画に記載された事業により整備した一定の特定公共施設等の用に供する土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置(附則第十五条関係)

(二) 平成二十八年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二十八年年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもの(以下「平成二十八年熊本地震に係る被災住宅用地」という。)のうち一定のものを住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置(旧附則第十六条の二関係)

(三) 平成二十八年熊本地震に係る被災住宅用地のうち当該土地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している一定のものを住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の



地方税法の規定を適用する特例措置（旧附則第十六条の二関係）

(四) 平成二十八年熊本地震により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、各区分所有者が当該土地の持分の割合等により按分した額を納付する義務を負うものとする特例措置（旧附則第十六条の二関係）

(五) 仮換地等に対応する従前の土地の全部又は一部が平成二十八年熊本地震に係る被災住宅用地等である場合において、当該仮換地等を平成二十八年熊本地震に係る被災住宅用地等とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置（旧附則第十六条の二関係）

(六) 平成二十八年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得した場合又は当該損壊した家屋を改築した場合の当該取得され、又は改築された家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額の減額措置（旧附則第十六条の二関係）

(七) 平成三十年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成三十

年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもの（以下「平成三十年七月豪雨に係る被災住宅用地」という。）のうち一定のものを住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置（旧附則第十六条の三関係）

(八) 平成三十年七月豪雨に係る被災住宅用地のうち当該土地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している一定のものを住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置（旧附則第十六条の三関係）

(九) 平成三十年七月豪雨により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、各区分所有者が当該土地の持分の割合等により按分した額を納付する義務を負うものとする特例措置（旧附則第十六条の三関係）

(十) 仮換地等に対応する従前の土地の全部又は一部が平成三十年七月豪雨に係る被災住宅用地等である場合において、当該仮換地等を平成三十年七月豪雨に係る被災住宅用地等とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置（旧附則第十六条の

三関係)

(土) 平成三十年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得した場合又は当該損壊した家屋を改築した場合の当該取得され、又は改築された家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額の減額措置（旧附則第十六条の三関係）

(七) 平成三十年七月豪雨により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得した場合の当該償却資産又は当該損壊した償却資産を改良した場合の当該改良された部分に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧附則第十六条の三関係）

八 軽自動車税

1 締約国軍隊が所有する軽自動車等のうち公用に供するものに係る軽自動車税の非課税措置について、その対象となる円滑化協定を政令で定めるものとする。 （第四百四十五条関係）

2 二輪の原動機付自転車のうち総排気量が〇・一二五リットル以下かつ最高出力が四・〇キロワット

以下のものに係る種別割の標準税率を年額二千円とすること。（第四百六十三条の十五関係）

## 九 事業所税

1 マンション再生組合、マンション等売却組合及びマンション除却組合について、収益事業課税とすること。（第七百一条の三十四関係）

2 沖縄振興特別措置法に規定する提出観光地形成促進計画等において定められた観光地形成促進地域等において設置される一定の施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。（附則第三十三条関係）

3 一定の政府の補助を受けた者が設置する児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものに対する課税標準の特例措置を廃止すること。（附則第三十三条関係）

## 十 地方税関係手続用電子情報処理組織による地方税関係手続

地方税関係法令に基づき地方団体の長が他の行政機関の長以外の人に対して行う一定の通知により当該者に通知した事項について、当該者の申出がある場合には、地方税関係手続用電子情報処理組織を使

用し、かつ、地方税共同機構を経由する方法により、当該者に提供することができることとする等の措置を講ずること。（第七百四十七条の五の二関係）

### 十一 その他

二千二十七年国際園芸博覧会の開催に伴い、二千二十七年国際園芸博覧会の参加国等、参加国等の代表等、参加者、博覧会協会等に対する税制上の所要の措置を講ずること。（附則第七十八条関係）

### 第二 地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）に関する事項

令和六年改正法において講じた外形標準課税の対象法人に係る事業税額の経過措置について、前記第一の二の七に伴い、税額控除の順序を定める等所要の措置を講ずること。（令和六年改正法附則第八条関係）

### 第三 その他

1 その他所要の規定の整備を行うこと。

2 前記第一の一の1及び2の改正は令和八年一月一日から、第一の一の4、二の4及び四の改正は令和八年四月一日から、第一の十の改正は令和九年四月一日から、第一の五の2及び3、六の1並びに八の1の改正は公布の日から起算して七月を超えない範囲内において政令で定める日から、第一の七の5の

改正は港湾法等の一部を改正する法律の施行の日から、第一の七の四の改正は資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の施行の日から、第一の一の五、二の二及び九の一の改正は老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から、第一の二の一の改正は医療法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から、第一の一の三の改正は公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の一月一日から、その他の改正は令和七年四月一日から施行すること。